

平成 30 年 7 月 24 日

名古屋市長 河村たかし 様

一般社団法人 高齢者住宅協会

代表理事会長 小早川 仁

代表理事副会長 小山 穂



名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正における
「サービス付き高齢者向け住宅」に対する人員配置の取り扱いに関する要望書

平成 30 年 6 月 28 日付で発信された「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）」にて、人員配置の明確化として「住宅型有料老人ホームにおける、24 時間切れ目のない職員配置」と明示されましたが、国の定める同指導指針にある、「入居者の実態に即した職員配置」に対し、今回、名古屋市が示した指導方針を一律に運用することは各々の住宅の実態に即したものではありません。下記の項目について要望いたします。

1. 日中以外の時間帯に一人で住宅に配置されている職員が一時的に配置を外れることについて、警備会社等との契約により入居者の緊急通報に対して即応できるバックアップ体制を確保している等したうえ、入居者に対しての明確な説明と理解を前提に、認めていただきたい。
2. 各々の住宅によって入居者の介護保険、医療サービスに対するニーズは実に多様となっています。（※参考 1）介護保険と医療サービスのニーズが総じて低い一部の住宅においては、入居者に対して明確な説明と理解を前提に、日中以外の時間帯の職員配置を警備会社等との駆け付け契約等にて代替することを認めていただきたい。

新たに夜間職員を配置することは、大きな経費負担により既存の住宅の収益を著しく圧迫します。（※参考 2）経営状況が悪化すれば、それまでのサービスを維持することが難しくなるばかりか、廃業、倒産に至る運営事業者が出現すると思われます。これにより将来に向かって高齢者向け住宅の整備が遅れるのみならず、倒産等によって入居者に影響が出れば、その高齢者の生活維持のため行政にも負担が及びます。また、経費負担を入居者に転嫁すると一人、月当たり数万円の負担増となるため、受け入れられるものではありません。

現在、人口減少の局面で高齢化がますます進む中、夜間配置の職員を確保することは厳しくなってきました。職員配置の指導に際し上記の対応にお取り組みいただけますよう、宜しくお願い致します。

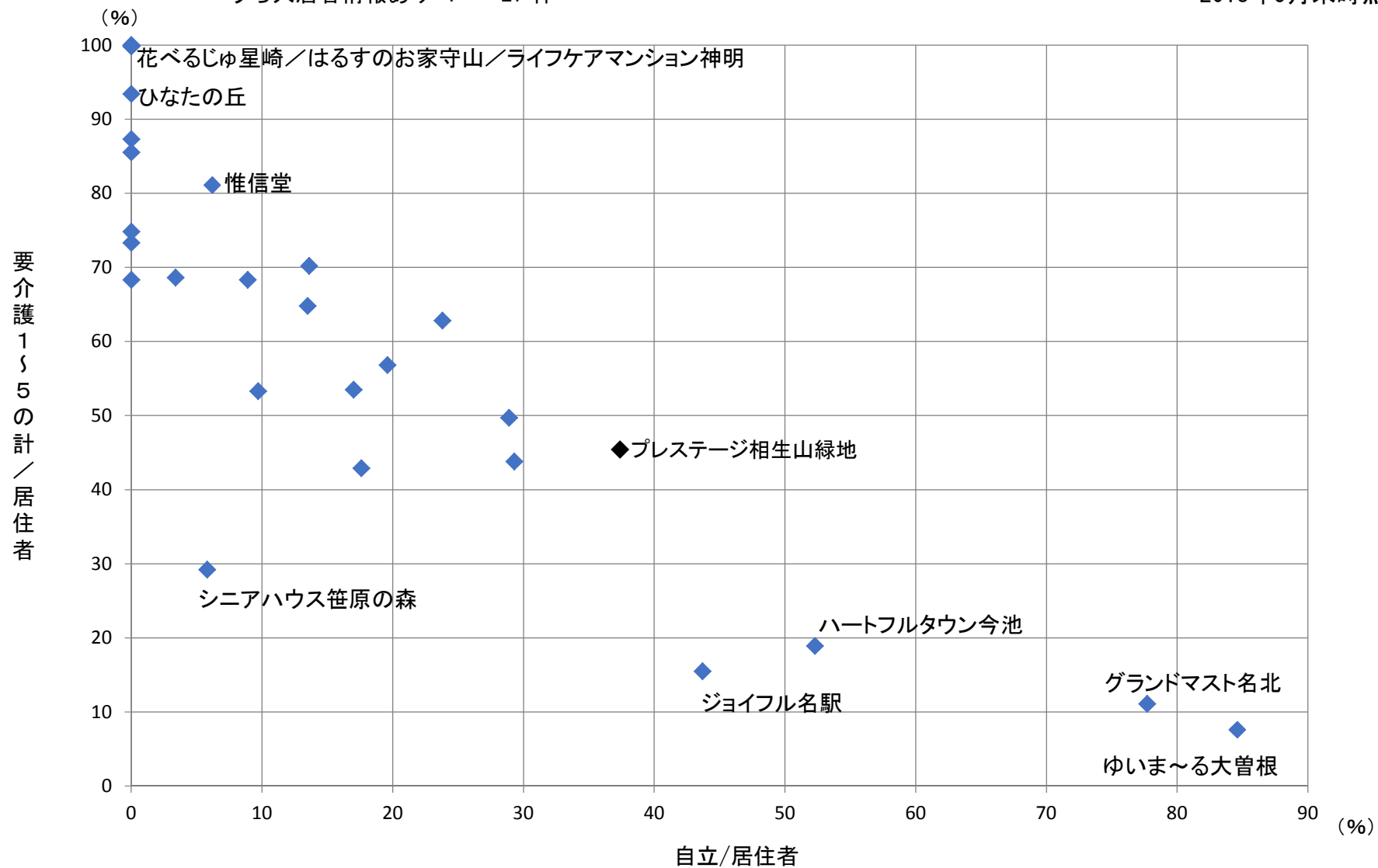
以上

名古屋市内サービス付き高齢者向け住宅 入居者の要介護度分布の状況

運営情報あり : 30 件
うち入居者情報あり : 27 件

参考 1

2018年5月末時点



資料：一般社団法人高齢者住宅協会「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」運営情報より作成

夜間職員配置にかかる人的経費の計算例

■名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の例

(夜間の専従職員を配置する経費の試算)

住宅戸数	: 30 戸 (1LDK~2LDK)
入居契約	: 賃貸借契約
入居費用等	: 平均家賃 134,000 円、生活支援サービス費 37,800 円、平均共益費 27,000 円
夜間の配置時間	: 夕方 17:00~翌朝 9:00 の 16 時間
夜間の人的経費	: @2,500 円×16 時間×30 日=約 1,200,000 円/月

夜間職員の単価は人材不足の影響も大きく、時間単価 2,500 円以下で配置することは厳しいのが現状です。24 時間通して切れ目のないように専従職員を配置すると、概算で毎月 1,200,000 円ほどの追加経費を要します。

(追加経費を事業者が負担)

毎月 1,200,000 円の経費増額を住宅の運営事業者が負担するのは一般的に見て非常に困難です。

(入居者が負担)

1,200,000 円を入居者に負担を求めた場合、生活支援サービス費の値上げをすることになり 37,800 円の生活支援サービス費に 1 戸当りプラス 40,000 円程度の増額となります。ほとんどの入居者にとって、これを受け入れることは困難と思われます。

※現在の 1 戸当たりの生活支援サービス費 37,800 円 ⇒ 値上げ後 約 77,800 円